

税務情報 Q&A

Q: 中国の税関信用管理制度が改正されたと聞いていますがどのような内容でしょうか？

デロイト北京事務所 竹田 剛

A: 中国では、2014年12月1日に『中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法』(税関総署令第225号以下、“新管理弁法”)が施行されました。以前より税関による信用管理制度(以下、“旧管理弁法”)がありましたが、旧管理弁法でのAA・A・B・C・Dから、新管理弁法では高級認証、一般認証、一般信用、信用喪失の4つの等級に再区分され、信用の認定基準もより厳格になっています。¹今回は、この制度変更の背景にもなっているAEO制度の概要も合わせてご説明します。

1. AEO (Authorized Economic Operator、認証事業者) 及び AEO 相互承認制度とは

AEO (Authorized Economic Operator、認定事業者) 及び AEO 相互承認制度とは、世界税関機構(WCO)が定めた制度であり、認定基準を満たす企業に対し、本国及びAEO相互承認の相手国において税関手続上の円滑化措置を提供するものとされている。当該制度は、企業の通関コストの低減、競争力の向上、サプライチェーンにおける安全の確保と貿易の円滑化に資するものとされている。

現在、中国が AEO 相互承認制度下で通関上の相互認証を実施している、若しくは実施予定等となっている国々は以下の通り。

AEO 相互承認済の国・地域：シンガポール、韓国、香港、欧州連合(EU)、スイス、ニュージーランド

AEO 相互承認を予定している国・地域：米国、台湾、オーストラリア

その他、AEO に関する交渉を開始している国・地域：日本、ロシア、南アフリカ、インド、ブラジル、モンゴル、アルゼンチン、メキシコ、カザフスタン、イスラエル等

また、EU、韓国、シンガポール、香港との AEO 相互承認の実施後、中国税関の AEO 企業の貨物の相手国における税関検査率は少なくとも50%まで下がり、通関速度も平均して30%以上向上することが期待され、通関スピードへの影響は大きなものがあると考えられている。また、中国税関総署の AEO 相互承認に関する今後の方針としては、2020年までに、中国の輸出貿易量の80%を占める約20か国(地域)の税関との AEO 相互承認を成立させるとしている。

2. 新管理弁法での等級の位置づけ

中国では、以前から旧管理弁法において、税関登録企業に対し AA・A・B・C・D という5段階評価を行っていたが、上記の AEO 相互承認制度による税関業務の国際化等を見据えて、2014年に新管理弁法が施行された。新管理弁法下では、企業を高級認証、一般認証、一般信用、信用喪失の4つの等級に再区分した上で(高級認証、一般認証を纏めて認証企業とも呼ぶため3つの区分にも分けられる)、高級認証や一般認証企業には優遇策を与え、そ

¹ 新・旧管理弁法の比較詳細は、[デロイトトーマツ チャイナ ニュース 2014年12月号\(Vol.145\)](#)を参照のこと。

れ以外の企業には厳格な管理を実行するという、通関管理の差別化が一つの特徴とされている。なお、上記の AEO 相互承認制度の適用を受けられるのは、認証企業の中でも高級認証企業のみとされているので注意が必要である。また、2016 年 10 月には国家発展改革委員会、中国人民銀行、税関総署などを含む 40 の政府部門が「税関高級認証企業に対する共同奨励実施の協力に関する覚書」(以下、“覚書”と表記)を公布しており、今後、高級認証企業は複数の政府部門からより多くの優遇措置を受けられることが期待されている。

3. 各等級における主な優遇措置の比較

各等級における主な優遇政策は下表の通り²。

高級認証企業は低い検査率に加えて上記 AEO 相互承認制度を活用できるとされ、他の等級よりも厚遇されていることが分かる。信用喪失企業は当然に優遇制度を享受できないが、1 年間、通関上のコンプライアンス違反がなければ一般信用企業になるため、一般信用は名称が表わすほどの信用力がないことも見て取れる。

(○:優遇あり、×:優遇なし)

優遇措置	信用等級	一般信用	一般認証	高級認証
AEO 相互承認制度活用、地域が付与した便益通関措置		×	×	○
輸出入貨物に対する通関手続きの優先処理		×	×	○
協調員(当該企業を専門に担当する税関職員)の設置		×	×	○
輸入貨物に対するより低い検査率		約 9% *	2%弱	1%弱
書類審査の簡素化		×	○	○

* 2014 年税関総署のデータに基づく。また、全国の平均計画検査率は 6.5%である。

4. 高級認証、一般認証の認定基準

このように、認証企業(高級認証企業、一般認証企業)には多くの通関上の優遇策が与えられている一方で、その認証の獲得及び維持にも相応のコストが必要とされている。税関総署は 2014 年に「税関認証企業基準の公布に関する公告」(以下、“認証基準”と表記)により、高級認証、一般認証の認定基準を詳細に規定した。その中では、高級認証、一般認証に認定されるための評価基準として、以下を記載している。

① 内部統制 ② 財務状況 ③ 法令順守 ④ 貿易安全 ⑤ 追加基準

基本的には、①内部統制 ~ ④貿易安全 については、減点方式で検査を受け、⑤追加基準のみが加点方式とされている。減点の最大値は▲2 点とされ、総合の最高点は 100 点となっている。高級認証はこれら ①~⑤ の内容をさらに 32 項目の細目に分け、一般認証は 29 項目に分けられている。これらいずれの項目においても▲2 点がなく、且つ、総合点で 95 点以上を取った場合に検査を通過できるとされている。また、高級認証企業は、3 年に一度の税関による再認証検査を受ける義務があり、一般認証企業は、不定期に再認証を受けるとされているため、認証の更新にもある程度の必要経費が発生するものと思われる。

しかしながら、上記覚書にあるように、高級認証企業は今後、税関のみならず他の国家機関からの優遇策を受けることが期待されることから、本認証基準で重要項目となる内部統制、財務状況、法令順守等の企業経営の基礎となる部分を俯瞰的に見直す好機ととらえれば、費用対効果に合理性のある内容と考えられる。企業によっては税関による 3 年毎(高級認証)や不定期(一般認証)の再検査に耐えうるか否かに懸念があるため、事前に専門家の指導のもとでセルフチェックを実施している場合も少なくない。これにより、税関等級における再検査への対応を迅速に準備することが可能となり、事前に通関上のコンプライアンス違反を発見し改善することができるため有用と考えられている。

² 覚書に基づく優遇措置の詳細は、[デロイトトーマツ チャイナ ニュース 2017 年 3 月号 \(Vol.172\)](#) を参照のこと。

また、新管理弁法の第十二条には、「税関或いは企業は法定の資格を有する仲介機構に企業の認証を委託することができ、認証結果は企業の信用状況を判断する際の参考依据とすることができる。」とされており、民間企業による検査業務の委託について記述されていることから、今後は税関による再検査に代わって会計事務所のような民間仲介機構による検査を活用することが期待されるものの、実際の運用については更なる具体的な実施細則が待たれる状況である。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC